

山口市成年後見制度利用促進基本計画 に基づく取組について

(1) 山口市成年後見センターの機能

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、令和3年10月1日に高齢福祉課内に山口市成年後見センターを設置。

(1) 設置及び運営体制

名称：山口市成年後見センター
設置場所：山口市健康福祉部高齢福祉課内
設置日：令和3年10月1日
運営体制：市直営（専門職3名、事務職2名の5名）



(2) 機能

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・ 山口市成年後見制度利用促進協議会の運営
- ・ 成年後見制度の利用促進に係る関係機関・団体の連携体制づくり

② 成年後見制度の利用促進に関する施策の推進

【広報・啓発】

- ・ 成年後見制度や相談支援機関についての情報発信
- ・ 出前講座や成年後見制度及び権利擁護支援の研修

【受任調整・担い手の育成】

- ・ 受任調整会議の運営
- ・ 市民後見人候補者の育成等

【相談対応・利用支援】

- ・ 一般相談
- ・ 地域の相談支援機関への助言
- ・ 弁護士、司法書士等による専門相談の調整
- ・ 申立て手続き、書類作成等への助言
- ・ 利用支援制度の運用（市長申立て、報酬助成等）

【後見人の活動支援】

- ・ 専門職団体、家庭裁判所等と連携した親族後見人等の相談対応の仕組みづくり
- ・ 親族後見人等への啓発活動

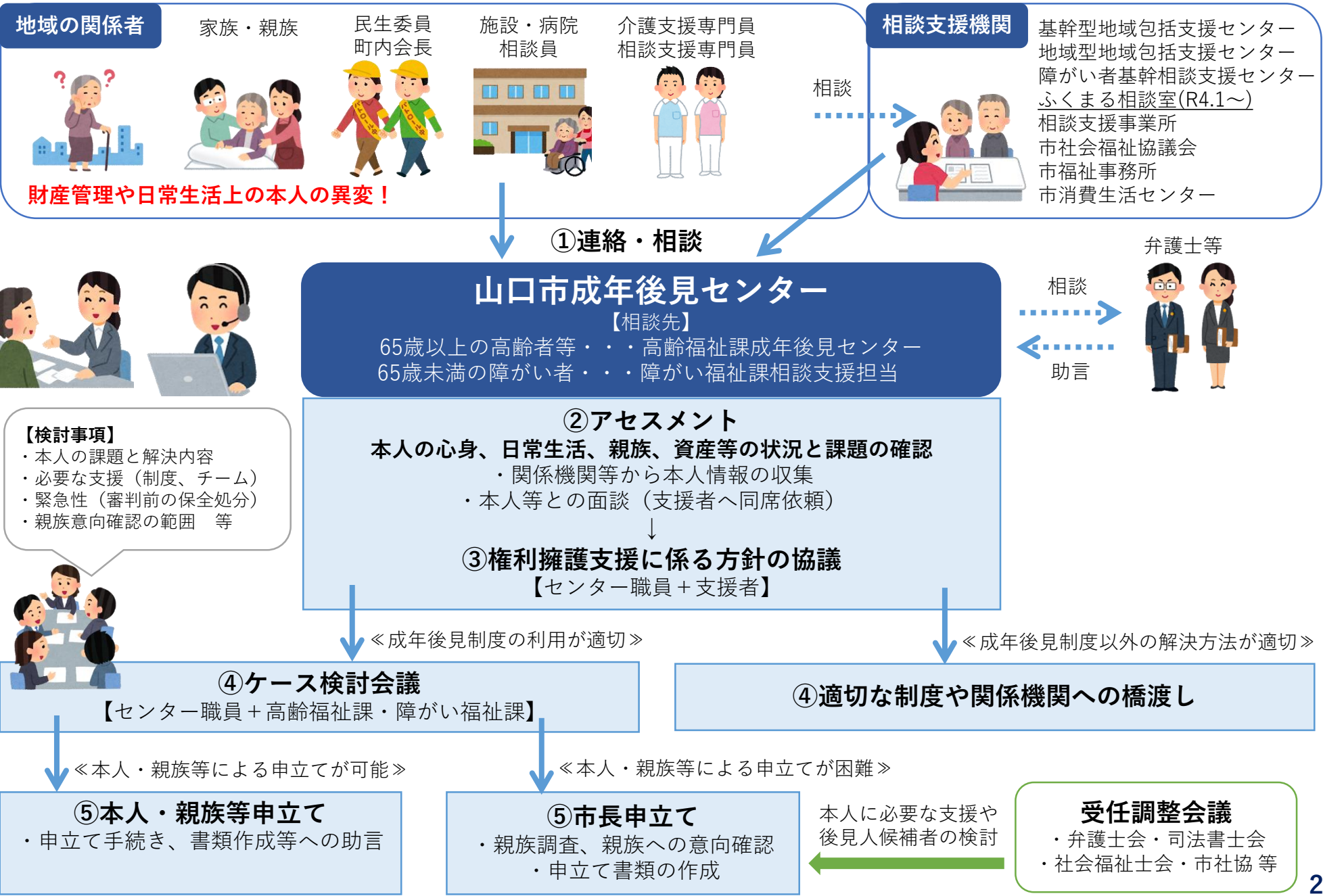
(2) 成年後見制度の相談対応及び利用支援 ①相談・支援の流れ

発見・気づき

相談対応

支援方針決定

制度利用

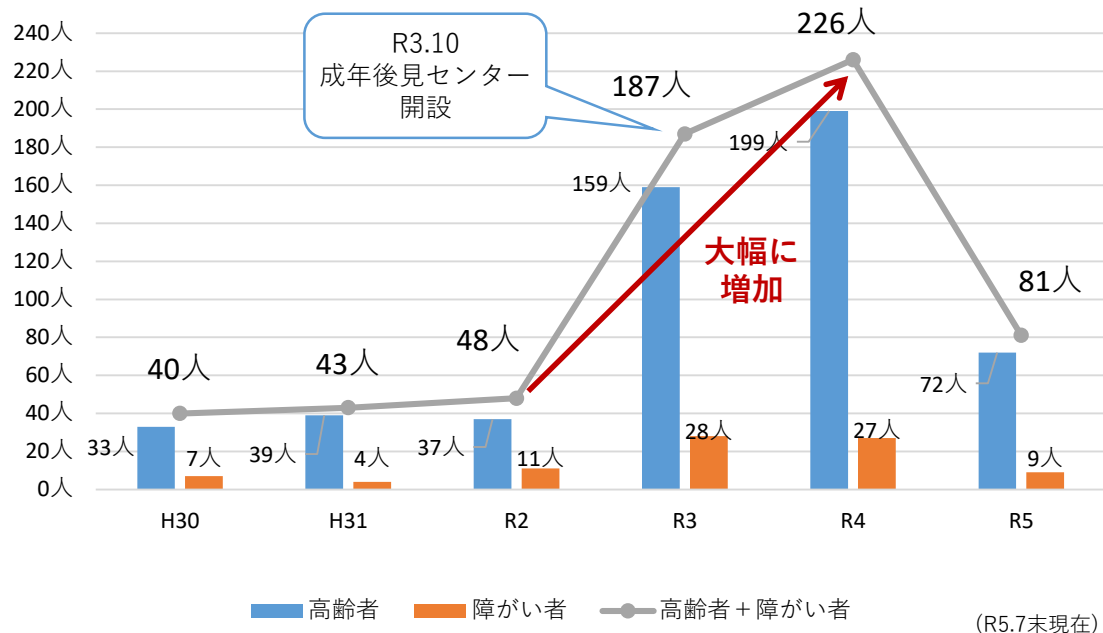


(2) 成年後見制度の相談対応及び利用支援 ②相談実績

- 成年後見センターを設置し、相談窓口が明確になったこと、様々な広報・啓発活動等により、相談・問合せ件数が大幅に増加。
- 親族からの相談が約2割と一番多く、親族、本人、病院、地域包括支援センター及び福祉施設からの相談で約半数を占めている。その他では、行政機関（市役所内含む）や山口市社会福祉協議会などからの相談がある。
- 金融機関からの案内で親族から相談を受けるケース、急性期の患者について病院の相談員から相談を受けるケースが増加傾向にあり、早期の段階で制度説明を行うことにより、適切な制度利用につながっている。

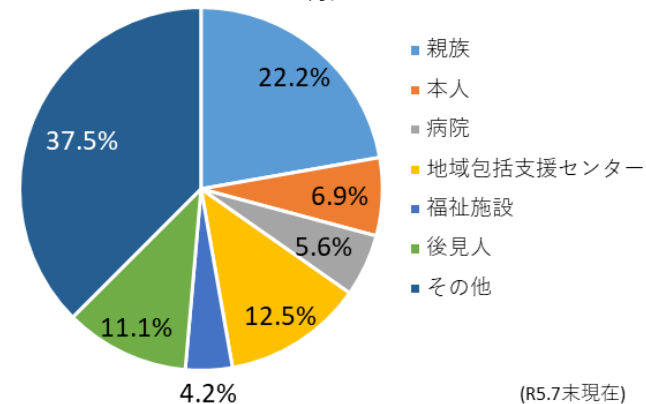
相談件数の推移

成年後見制度に関する相談件数（実人数）



相談者の割合

相談者の割合（R5年度成年後見センター受付）



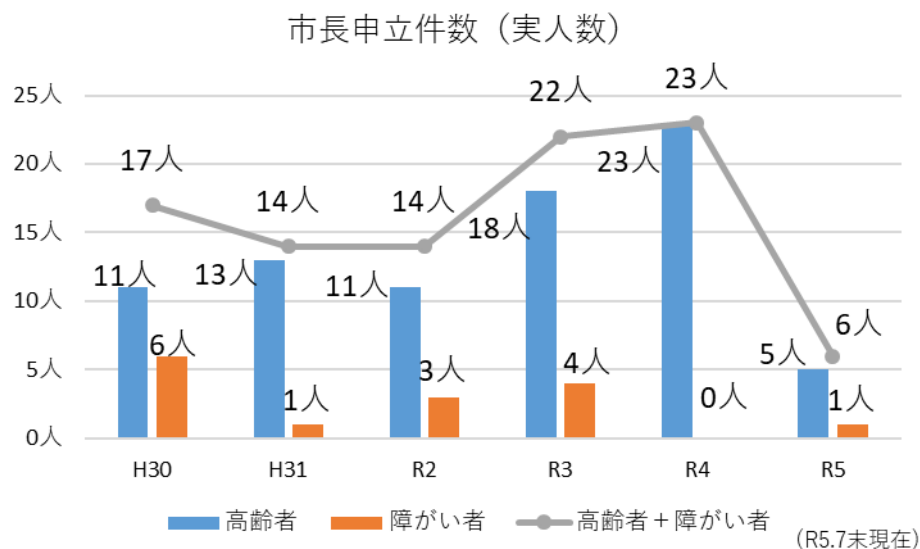
【主な相談内容】

- ・ 法定後見制度、任意後見制度の内容
 - ・ 親族等申立て手続き、申立て書類作成
 - ・ 将来（判断能力低下後、死後）への備え
 - ・ 市長申立て
 - ・ 報酬助成
- 等

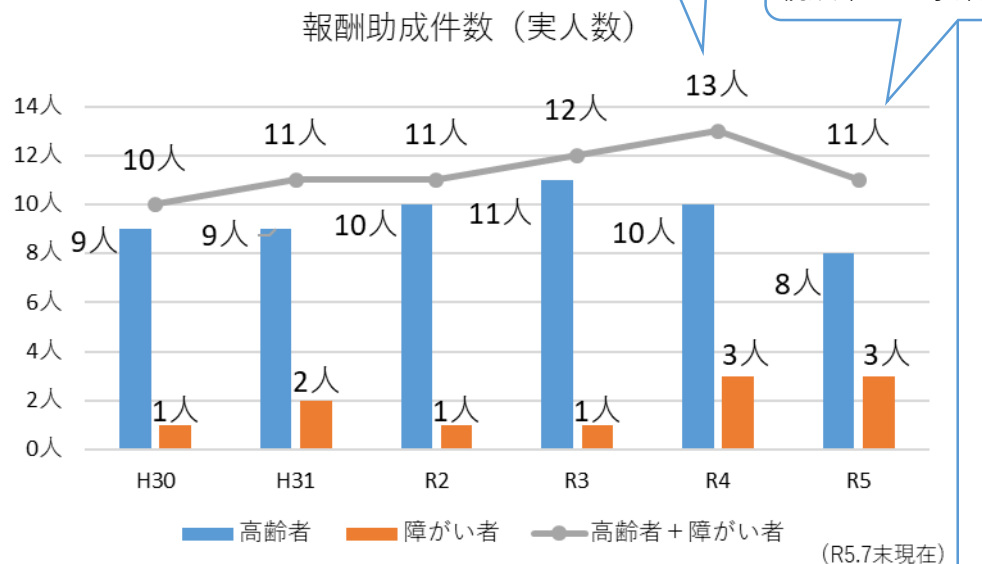
(2) 成年後見制度の相談対応及び利用支援 ③市長申立て、報酬助成

- 成年後見センターの設置など関係機関等との連携体制が強化されたこと等により、市長申立て件数は増加傾向。令和5年度は、7月までの申立て件数は6人ではあるが8月までの受任調整会議で既に12人審議しており、まだ申立てしていない者も順次申立てを行っていく。
- 初回相談から成年後見人選任（審判）までの期間は、平均で4か月程度。早くても2か月以上の期間が必要。
- 申立てから審判までの期間は、2週間から2か月以上までとケースにより異なる。
- 令和3年10月に報酬助成の対象を拡大し、市長申立て事案に加えて、親族等申立て事案も報酬助成の対象とした。また、市長申立て件数が増加傾向にあることから、今後、報酬助成件数が増加することが想定される。令和5年度は、7月末までの4か月間で既に11人に報酬助成を行っている。

市長申立件数の推移



報酬助成件数の推移



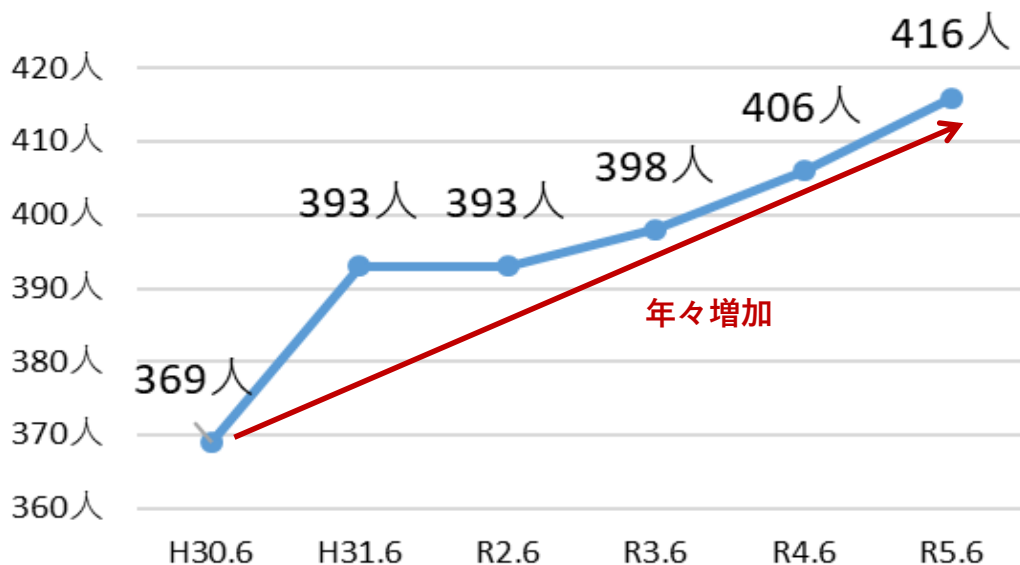
(2) 成年後見制度の相談対応及び利用支援

④ 成年後見制度の利用者数

- 本市における制度利用者数は年々増加しており、令和5年6月27日現在で416人。
- 類型別では、全国的な傾向と同様に、「成年後見」が78.1%と大半を占めている。
- 年齢別では、80代が一番多く、70歳以上が全体の68%を占めている。

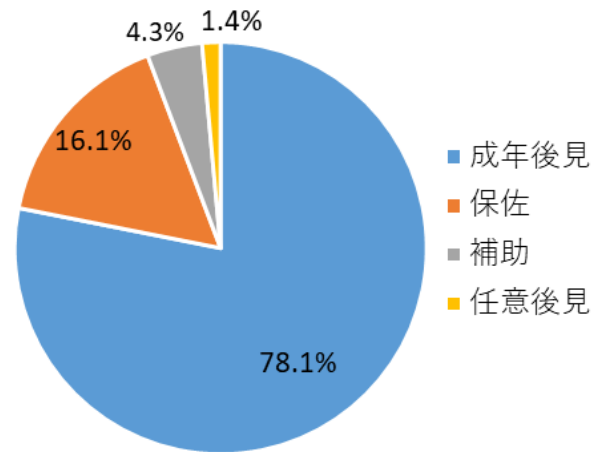
制度利用者数の推移

成年後見制度の利用者数

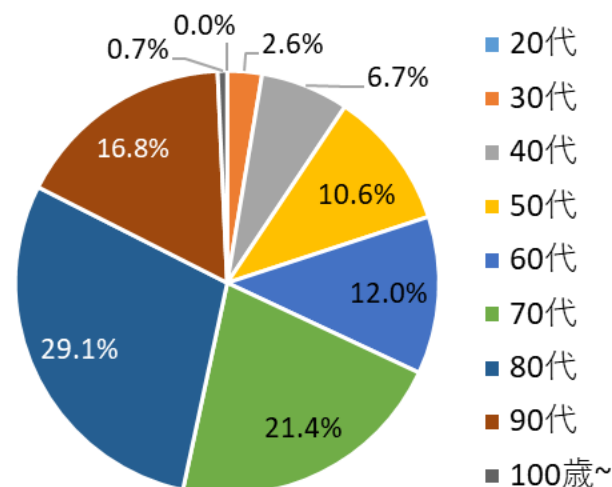


資料：山口家庭裁判所

類型別の割合（R5.6現在利用者）



年齢別の割合（R5.6現在利用者）



(3) 成年後見制度の広報及び啓発

○ 成年後見制度や成年後見センターについての周知を図るため、広報活動や研修を実施。

①市広報番組の制作

制度や市の取組に関心を持ってもらうため、テレビ番組を制作し、令和4年10月の1か月間放送。

【番組概要】

番組名 このまちに愛たい（山口ケーブルテレビ）
放送期間 令和4年10月 毎日1～2回 15分間
タイトル 「知って得する成年後見制度」～快適な暮らしを守ります～
出演者 ①山口県社会福祉士会 池永 泰典氏
②鳴滝園エールセンター 武本 将秀氏



②出前講座の実施

関係団体・事業所や市民グループ（概ね10人以上）を対象に、制度や市の取組について説明を行う出前講座を実施。

【令和4年度実績】

回数：7回
参加人数：215人
参加団体：民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター

【令和5年度8月末実績】

回数：1回（他実施予定2回）
参加人数：29人（他実施予定77人）

介護サービス提供事業者連絡協議会、福祉員協議会
消費生活推進員、市民グループ、地区社会福祉協議会

主な内容：①成年後見センターの紹介 ③制度概要の説明
②裁判所制作動画の視聴 ④市長申立て事例の紹介

③市報及び市公式ウェブサイト等での情報提供

- 市報10月15日号に成年後見センターの紹介記事を掲載
- 市公式ウェブサイトに成年後見制度に関する情報を掲載
- 関係会議での情報提供（市障がい者虐待防止ネットワーク推進会議、病院の地域連携室関係者による情報交換会 など）

④成年後見センター講演会の実施

広く一般市民を対象に、制度に関心を持ってもらうため、講談師及び弁護士を講師に招き、講演会を実施。

【講演会概要】

「講談で学ぶ成年後見制度～認知症の姉妹をめぐって～」
日時：令和4年11月25日（金）14：00～16：30
場所：セントコア山口（オンライン配信あり）
内容：第1部 成年後見講談（法定後見のお話）
第2部 講演「知って安心！成年後見制度」
講師：第1部 講談師 神田 織音氏
第2部 弁護士 鶴 義勝氏
参加人数：約120人（会場・オンライン）



⑤成年後見セミナーの実施

実務担当者を対象に、関係制度等の理解を深めるため研修会を実施。

【セミナー概要】

日時：令和4年5月24日（火）10：30～12：00
内容：成年後見制度の概要と財産管理の手法
～「財産管理契約」、「見守り契約」、「死後事務の委任」、「遺言」の役割とは～
講師：司法書士 林 萬守氏
参加人数：86人（会場・オンライン）

